



NPO法人 えひめ消費者ネット

発行者：NPO 法人えひめ消費者ネット 〒791-0242 松山市北梅本町 859-4 代表者：塩見 修身
TEL/FAX : 089-976-5212 e-mail : o_sam1@hotmail.co.jp

2013年 春季号

2013年5月15日発行 (vol.14)



消費生活相談

はこちらへ

TEL : 089-976-5212

会員数：正会員 25

団体正会員 1

賛助会員 28

団体賛助会員 1

第5期通常総会開催

4月20日(土)、10時より 松山市山越の愛媛県男女共同参画センターにおいてえひめ消費者ネットの第5期通常総会が開催されました。

第1号議案から第5号議案まで皆様の承認をいただき、平成24年度の事業は無事に終了することができました。

25年度の活動方針は、

①消費生活相談や消費生活に関する情報発信などの啓発活動を中心とした事業を行う。

②新しい役員（理事：仲田忠氏、城戸真由美氏）2名の就任、

③法律専門家の協力、学生会員の獲得、

一般会員の増加を含めたマンパワーの充実を図る。

④活動の拠点となる事務所を確保する。

⑤適格消費者団体に向けての基盤作りに積極的に取り組む。が採択されました。

尚、総会後の理事会において塩見氏が理事長に、重川氏、河野氏が副理事長に選任されました。監事には引き続き、山崎 和水氏が就任されました。



城戸 福嶋 遠山 仲田 松田 山崎 塩見 重川 河野 玉井 (敬称略)

公開講座

「サイバー犯罪の手口と対策」

～被害者にならないために～



平成25年1月26日(土) 13:00~15:30

に愛媛県男女共同参画センターにおいて、

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課

サイバーフィルム犯罪対策室サバーフィルム犯罪対策調査官

赤松憲一警部を講師にお招きして公開講座を開催。

1. サイバー犯罪の現状

インターネットが氾濫し、国民のほとんどが利用。スマートフォンの普及でさらに利用者が増え、現状は人口の8割がインターネットを利用。

2. サイバー犯罪とは

コピー・ヨーク技術や電気通信技術を悪用した犯罪である。犯罪形態は①不正アクセス禁止法違反 ②コピー・ヨークまたは電磁的記録を対象とした犯罪等 ③ネットワーク利用犯罪

3. サイバー犯罪の特徴

匿名性、無痕跡性、被害者が不特定多数性、場所的無限定性。ネットワーク利用犯罪の事例としては、①電子掲示板（覚せい剤取引）、②オーバー（代金詐欺）③わいせつ画像（多数の者に閲覧させる）④出会い系のサイトの掲示板を利用して援助交際するなどがある。

4. 愛媛県のサイバー犯罪の相談件数

平成23年度 総数800件余

5. 不正アクセス禁止法の改正

①ID・パスワードの不正流通（フィッシング）行為とID・パスワードの不正取得・保管が新設された）…罰金刑あり。②不正アクセスについては強化され、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ③禁止・処罰するフィッシング行為の類型はサブ構築型とメール送信型あり。

県内に本店を置く銀行のインターネットバンキングでの被害はまだ出でていないが十分注意をしてほしい。④インターネット異性紹介事業は届出が必要。大人・子供・男女を問わず、異性の紹介互助を利用して、性的目的の男女の出会いはダメ。サクラ行為や成りすましも違反。

6. 出会い系サイトにかかる問題点

平成23年は出会い系サイトの被害は約1000件だが、出会い系サイトは約1400件。安心感があるためか？SNSは法律の規制対象外のためトラブルが多発。

7. 最近のサイバー犯罪の特徴

①インターネット上に係る不正アクセス禁止法違反が増加。平成23年、35都道府県の56金融機関で160口座が被害に遭った。②不正送金額が約3億円。フィッシング詐欺での被害が2000万円。不正アカウントでの被害が2億8200万円。24年も新たな手口出現 ③外国人犯罪組織が増加。オンラインショッピングでは同じID・パスワードが狙われる表面に出にくい・・・フィッシング（気づいた時には犯人たちは雲隠れ？）

8. インターネットホットラインセンター

（インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口。一定の基準に基づきアカウントや管理責任者へ削除依頼、違法有害なものは警察へ通報。）平成23年通報受理約18万件 警察へ通報約2万4000件。

9. インターネットには疑惑が一杯！

不正アクセス、わいせつ画像、著作権法違反・・・情報が簡単に手に入るが違法なものと知りながらしてアカウントすること自体が違法！また、匿名性が高く、非面接なので大胆になり、罪悪感がなくなる。インターネットは使い方次第で犯罪になる。（ファイルの共有からいつの間にか犯罪者になっていることがある。また、ネット上に流せば違反になる・音楽など）

10. 不正アクセス被害に注意！

個人情報はネット上には流さない・・・安易に他人に個人情報を教えないID・パスワードは適正に保管する。・・みだりに他人に教えないフィッシングに注意・・身に覚えのないメールやID・パスワードの要求は注意。

11. 遠隔操作ウイルス被害に遭わないために！

①パソコンのOSを含むアカウントを最新の状態にアップグレードする ②怪しいサイトにはアクセスしない ③信頼のおけないアカウントをダウングレードしない ④ウイルス対策ソフトを必ず購入し最新の状態にアップグレードするファイアウォールを設定する

まとめ

財産被害は早めに警察に通報を！匿名性・・・警察ではある程度わかる 著作権違反は親告罪。

安全にインターネットを使うには

①危険性を認識する。身に覚えのないメールは見ない！常に危機意識をもつ。道端に置いてあるペットボトルの水を飲むのと同じくらい危険！！ ②個人情報を安易に人に教えない。③使い方次第で犯人になる。

途中ビデオで日常誰にでも起こり得る被害事例のドラマを鑑賞。ドラマに至る様子がとてもよくわかった。犯罪の被害者・加害者にならないようにしようと強く意識した有意義な研修会であった。

「交流会」

総会・特別講演会に続いて、
交流会が開催されました。



（文責：藤井 宣恵）

消費生活相談

はこちらへ

TEL : 089-976-5212